

5 育成種等の存続期間 25年
6 母種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
富山県
富山県富山市新築田舎1番7号
7 出願公表の日付 平成26年8月21日

II 登録品種の存続の要項及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種としての登録品種の存続の要項及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。(次のとおり)は、省略し、その趣意を確保する。富山県富山市新築田舎1番7号(以下「登録品種」とする。)

○農林水産省告示第八百七十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年七月二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 青森県上北郡東北町字南出道ノ上二二の三(次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(一) 解除の理由 道路用地とするため
(二) 解除に係る保安林の所在場所 青森県上北郡東北町字南出道ノ上二二の三(次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(二) 解除の理由 道路用地とするため
(三) 解除の理由 省略し、その図面を青森県庁及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第八百七十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年七月二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 高知県高岡郡越知町中大平字カウソ二〇一〇の八
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第八百七十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年七月二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 高知県高岡郡四万十町希ノ川字東畝三四二の三九
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第八百八十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年七月二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 高知県土佐郡土佐町芥川字ビヤガタ二一五三の一(次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第八百八十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年七月二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 高知県室戸市羽根町字大浦乙三九八二の三五(国有林)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため
○農林水産省告示第八百八十二号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年七月二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県築上郡上毛町大字西友枝三〇五七の一三、三〇六七の六、三三三七の二、三三二四の二
二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第八百八十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年七月二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 長野県飯田市龍江九一五二の一・九一五二の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、九一五二の一・九一五二の二八
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 道路用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第八百八十五号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月二十四日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。
平成二十六年七月二日

農林水産大臣 林 芳正
1 仮登録肥料 肥料の名称及び出所
仮登録肥料 肥料の名称 出所
仮出所 仮出所
仮出所 仮出所
2 保証成分の規格(保証成分規格表第4条第1項第3号に掲げる保証成分については、含有量を定める有価成分の最大値その他の規格)
保証成分の規格(保証成分規格表第4条第1項第3号に掲げる保証成分については、含有量を定める有価成分の最大値その他の規格)は、次のとおりである。
(次のとおり)は、省略し、その図面を農林水産省農政・安全課農政安全課農政課に備え置いて縦覧に供する。

○経済産業省告示第百四十四号
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)第十三条第三項の規定に基づき、会員制事業協会から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成二十六年七月二日
新名称 一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会
住所 東京都千代田区岩本町三丁目十一番十五号

○国土交通省告示第五十一号
環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十九条第四項の規定に基づき、次の機関を登録特定原動機検査機関として登録をしたので、同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十六年七月二日

○農林水産省告示第八百八十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年七月二日

農林水産大臣 林 芳正
一 解除に係る保安林の所在場所 長野県飯田市龍江九一五二の三、九一五二の四、九一五二の九(次の図に示す部分に限る。)、九一五二の一〇、九一五二の二・九一五二の一五・九一五二の一九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 指定理由の消滅
(次の図)は、省略し、その図面を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 林 芳正
1 保証成分の規格(保証成分規格表第4条第1項第3号に掲げる保証成分については、含有量を定める有価成分の最大値その他の規格)
保証成分の規格(保証成分規格表第4条第1項第3号に掲げる保証成分については、含有量を定める有価成分の最大値その他の規格)は、次のとおりである。
(次のとおり)は、省略し、その図面を農林水産省農政・安全課農政安全課農政課に備え置いて縦覧に供する。

経済産業大臣 茂木 敏充
国土交通大臣 太田 昭宏
環境大臣 石原 伸晃

経済産業大臣 茂木 敏充
国土交通大臣 太田 昭宏
環境大臣 石原 伸晃